

特定事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪市北区芝田一丁目16番1号				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	阪急電鉄株式会社				
特定事業者の主たる業種	鉄道事業				
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年4月～平成23年3月				
基本方針	阪急電鉄は、「地球環境の保全は人類共通のテーマであり、より健全な地球環境を次世代に引き継ぐことが私たちの使命である」との認識にたち、企業活動を通じて地球環境の保全に努め持続的発展が可能な社会づくりに貢献します。				
推進体制	親会社の阪急阪神ホールディングス株式会社に「阪急阪神ホールディングス環境委員会」を設置し、グループ全体で環境保全活動に取り組んでいる。2008年度からは当社において、公共交通へのモーダルシフトの促進や環境負荷軽減等の取組み強化のため「都市交通事業本部環境推進委員会」を設置している。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	正雀工場			
	取得年月日	2001年3月16日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22	鉄道車両更新	VVVFインバータ制御、アルミ車両への代替（10編成80両）		
	20～22	鉄道電力供給設備更新	整流器用変圧器（6台）および駅配電用変圧器（24台）の高効率型への更新		
	20～22	照明関係設備更新	駅の照明器具の省電力（HF）化（1800台）		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	t	t	%	
	B 輸送車両排出区分	153,346.9 t	151,943.5 t	-0.9 %	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	153,346.9 t	151,943.5 t	-0.9 %	
目標設定の考え方	上記の省エネ施策による電力減と、モーダルシフトを促進するため設置する新駅にともなう電力増から算出される目標年度の消費電力より算出				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	鉄道	二酸化炭素換算 （個々の輸送機械ごとの営業運行距離の合計）	9.152 t-CO2/両・万km	9.069 t-CO2/両・万km	-0.9 %
		二酸化炭素換算 （ ）			%
		二酸化炭素換算 （ ）			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位は省エネ法に基づく計画書・報告書と同じ				
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	市内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（充電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計				t	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・公共交通の利便性向上や環境優位性のPR等により公共交通へのモーダルシフトを促進し、社会全体でのCO2排出量の削減に寄与する。 ・2008年7月～9月、当社線内1日フリー乗車券「eco乗バス」を販売し、その収益の一部を国土緑化推進機構（緑の募金）に寄付する取組みを行っている。今後とも、環境に優しい商品を企画提案していく。				
特記事項					

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（製造品出荷額、延床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。

6 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。